能本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的

第3条 本会は、総合管理学 (アドミニストレーション) に関わる研究および発表を目的とする。 【事 業】

- 第4条 本会は次の事業を行う。
 - (1) 機関誌『アドミニストレーション』の発行
 - (2) 研究会、講演会の開催
 - (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

- 第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。
 - (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、准教授、常勤の講師および助手(普通会員)
 - (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生(院生会員)
 - (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生(学生会員)
 - (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者 (特別会員)
 - (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者、およびその他評議員会において推薦した者(名誉会員)

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。 2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【『アドミニストレーション』の無料配布】

第7条 会員は、無料にて『アドミニストレーション』の配布を受けることができる。但し、 発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

(略)

第5章 著作権

【著作権の帰属】

- 第15条 熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』に掲載した著作物の著作権は、熊本県立大学総合管理学会に帰属する。
 - 2 著作物の内容の責任は、著作者が負う。

付則

(略)

この会則は、2002年7月25日から施行する。但し、第15条については、熊本県立大 学総合管理学会編『アドミニストレーション』第1巻第1号に遡って適用されるものとする。

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝(熊本県立大学名誉教授・元学長)

会 長 宮園 博光 (熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科長)